

# 安全データシート (SDS)

## 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2018/01/05  
SDS整理番号 02101250

製品等のコード : 0210-1250、0210-1260

製品等の名称 : 塩化ベンジル

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
有機合成、染料(キノリンレッド、アリザリンエローなど)、  
中間体(イソキノリン、ピロガロールなど)、合成タンニン、調剤、  
写真現像薬、合成樹脂、香料、ガソリン重合防止剤 など



## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分4  
自然発火性液体 : 区分外

#### 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分4  
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分1  
皮膚腐食性・刺激性 : 区分1A  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分1  
発がん性 : 区分2  
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露): 区分1(呼吸器、神経系)  
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露): 区分1(肝臓、神経系、呼吸器系)  
区分2(心臓)

#### 環境に対する有害性

水生環境急性有害性 : 区分1

注意喚起語: 危険

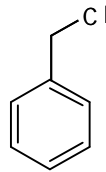
#### 危険有害性情報

可燃性液体  
飲み込むと有害(経口)  
吸入すると生命に危険(蒸気)  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
発がんのおそれの疑い  
呼吸器、神経系の障害  
長期又は反復暴露による肝臓、神経系、呼吸器系の障害  
長期又は反復暴露による心臓の障害のおそれ  
水生生物に非常に強い毒性

#### 注意書き

##### 【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。  
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具を着用すること。



環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと、取り除くこと。

皮膚を流水、シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

漏出物を回収すること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	単一製品
化学名	:	塩化ベンジル (別名) (クロロメチル) ベンゼン、ベンジルクロリド、 -クロロトルエン、クロロメチルベンゼン、 クロロフェニルメタン、フェニルクロロメタン、 アルファ-クロロトルエン (英名) Benzyl chloride、 -Chlorotoluene、 Chloromethylbenzene、Chlorophenylmethane、 Phenylchloromethane、 alpha-chlorotoluene (EC名称)、 Benzene, (chloromethyl)- (TSCA名称)
成分及び含有量	:	塩化ベンジル、 98.5%以上
化学式及び構造式	:	C7H7Cl、 C6H5CH2Cl、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	126.59
官報公示整理番号	:	(3)-39、 (3)-102
化審法	:	公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	:	
CAS No.	:	100-44-7
EC No.	:	202-853-6
危険有害成分	:	塩化ベンジル ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 101 表示対象物 政令番号 101 強い変異原性が認められた既存化学物質 ・化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 1-398 (99%) ・毒劇法 毒物「(クロロメチル)ベンゼン」 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第二石油類 非水溶性

### 4. 応急措置

吸入した場合	:	直ちに医師に連絡する。 直ちに、被災者を新鮮な空気のある場所に移す。 被災者を毛布等でおおって体を保温し、呼吸しやすい姿勢で安静にする。 呼吸していて嘔吐がある時は、頭を横向きにする。 呼吸が止まっている場合、または呼吸が弱い場合には衣服を緩め、呼吸 気道を確保した上で人工呼吸(または酸素吸入)を行なう。 気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに、皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当てを受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに医師に連絡する。 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水 で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で上げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。

- 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせてはいけない。吐かせると再びのどや食道を通り二重に刺激・損傷を受けることになる。また、本品の蒸気圧が高いため、無理して吐かせると蒸気などが肺に入り高熱がでて出血性肺炎を引き起こす危険性がある。直ちに、コップ数杯の牛乳や卵を飲ませて毒性を希釈する。牛乳、卵がない時は、コップ数杯の水を飲ませ、体内で毒性を薄める。意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状
- : 吸入 : 灼熱感、咳、吐き気、頭痛、息切れ、めまい、意識喪失、肺水腫。症状は遅れて現れることがある。
  - 皮膚 : 発赤、痛み
  - 眼 : 発赤、痛み、眼のかすみ、重度の熱傷
  - 経口摂取 : 腹痛、頭痛、胸骨後方の灼熱感、下痢、嘔吐

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本製品は可燃性である。粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火点(67 )以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性がある。加熱あるいは水の混入により容器が爆発するおそれがある。水と反応して、腐食性のガス(塩化水素)を生じる。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
  - : 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
  - : 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
  - : 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
  - : 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
- 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。周辺の発火源を速やかに取除く。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策 : 裸火禁止。引火点(67 )以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。ミスト、蒸気、ガスなどの発生を防止する。指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取扱いについては届出の必要は

- ない。  
 炎、火花または高温体との接触を避ける。  
 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気  
 安全取扱い注意事項 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。  
 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。  
 : 周辺での火気の使用を禁止する。  
 : 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの  
 取扱いをしてはならない。  
 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 : 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避  
 保管 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 技術的対策 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。  
 : 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の  
 軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
 : 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な  
 傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。  
 : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 直射日光や高温多湿を避ける。  
 : 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。  
 : 一定の場所を定めて、施錠して保管する。  
 : 必要に応じて、危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示する。  
 : 貯蔵する所には、赤地に白文字で「医薬用外毒物」の表示を行う。  
 : 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質  
 容器包装材料 : 酸化剤、酸、金属（ニッケル、鉛を除く。）  
 : ガラスなど。  
 : アクリル樹脂、塩化ビニル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレングム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム×  
 天然ゴム× シリコンゴム× フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン- アルミニウム 銅  
 軟質塩ビ× 硬質塩ビ ポリスチレン× ABS× ポリエチレン- ポリプロピレン-  
 ナイロン× アセタール樹脂- アクリル樹脂× ポリカーボネート× ガラス

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 未設定  
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：  
 日本産業衛生学会（2017年版） 未設定  
 ACGIH（2017年版） TLV-TWA 1ppm
- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置  
 する。  
 : ミスト、蒸気、ガスが発生する場合は、換気装置を設置する。
- 保護具  
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。  
 手の保護具 : 保護手袋（テフロン製、フッ素ゴム(バイトン)製など）を着用する。  
 眼の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用  
 する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
 : 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 : 取扱い後はよく手を洗う。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態、形状、色など : 無色の液体  
 臭い : 刺激臭  
 pH : データなし  
 融点 : -43  
 沸点 : 179  
 引火点 : 67（密閉式）  
 爆発範囲 : 下限 1.1 vol % 上限 14.0 vol %  
 蒸気圧 : 120Pa (20 )  
 蒸気密度（空気 = 1） : 4.4  
 比重（密度） : 1.1017（比重）  
 溶解度 : 水にわずかに溶ける（0.1g/100mL、25 ）。  
 : エタノール、ジエチルエーテル、ベンゼンなど有機溶剤に自由に  
 溶ける(混和する)。

オクタノール/水分係数 : log Pow = 2.3  
自然発火温度 : 585  
分解温度 : データなし  
粘度 : データなし

GHS分類  
引火性液体 : 引火点が67 (密閉式) [ ICSC(2004) ] で > 60 および 93 であることから、区分4とした。  
可燃性液体 (区分4)  
自然発火性液体 : 発火点が585 (ICSC(2004)) で70 を越えていることから、区分外とした。

#### 10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。  
危険有害反応可能性 : 強酸化剤と激しく反応し、発火、爆発が起きることがある。  
水と徐々に反応し、腐食性のガス (塩化水素) を生じる。  
ニッケル、鉛を除く全ての一般金属の影響下で、塩化水素を放出しながら重合し、火災や爆発の危険をもたらす。  
鉄の存在下で加熱されると速やかに分解してホスゲンを生じる。  
避けるべき条件 : 水、加熱、裸火、高温、スパーク、静電気  
混触危険物質 : 酸化剤、酸、金属 (ニッケル、鉛を除く。)  
危険有害な分解生成物 : 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素などを生成する。  
鉄の存在下での加熱により、ホスゲンを生じる。

#### 11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 440-1230mg/kg  
[ NITE初期リスク評価書No.122 (2008) ]、  
= 1231mg/kg [ 環境省リスク評価第3巻 (2004) ]  
に基づき、区分4とした。  
飲み込むと有害 (経口) (区分4)  
経皮 モルモット LDLo = 10mL/kg (11000mg/kg)  
[ 環境省リスク評価第3巻 (2004) ]  
に基づき、区分外とした。  
吸入 (蒸気) ラット LC50 = 0.74mg/L/2h (4時間換算 :  
0.52mg/L=100ppmV) [ 環境省リスク評価第3巻 (2004) ]、  
150ppmV/2h (4時間換算 : 106ppmV) [ ACGIH(7th,2001) ]  
に基づき、危険性の高い区分1とした。  
なお、飽和蒸気圧濃度 (1618ppmV) の90%以下の濃度であるため、  
気体 (ガス) の基準値に基づき分類した。  
吸入すると生命に危険 (蒸気) (区分1)  
吸入 (ミスト) データがないため分類できない。  
皮膚腐食性・刺激性 : SIDS (2002) のウサギを用いた24時間皮膚適用試験の結果にて  
「重度の発赤、腫脹と続いて壊死」との報告が得られたこと。  
CERIハザードデータ集 97-4 (1998) のヒトへの健康影響にて  
「皮膚、眼、粘膜に対する刺激性が極めて強い」と報告されている  
ことから、区分1Aとした。  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 (区分1A)  
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 :  
環境省リスク評価第4巻 (2005) のヒトへの健康影響の記述「本物質  
は眼に対して腐食性を示し、蒸気は眼、皮膚、気道を刺激する。」  
から、眼腐食性を有すると考えられるため、区分1とした。  
なお、ウサギの試験では、「軽度 (slight) の発赤と結膜浮腫および  
一過性の角膜混濁」 [ BUA188 (1996) ] との報告がある。  
重篤な眼の損傷 (区分1)  
呼吸器感受性 : データがないため分類できない。  
皮膚感受性 : モルモットを用いた皮内感作試験で「感受性あり」 [ SIDS(1998) ] と  
する報告があるが、報告年度が1936年でデータが古く、試験法も推奨  
された方法ではなく、結果の詳細も不明なため、分類できないとした。  
生殖細胞変異原性 : マウスの経口投与 [ NITE総合検索 (2008) ]、IARC71(1999)、  
腹腔内投与 [ IARC71(1999) ]、皮下投与 (NITE初期リスク評価書  
(2008)) による小核試験 (invivo変異原性試験) がいずれも陰性で  
あることに基づき、区分外とした。  
なお、invitro変異原性試験として、Ames試験で陽性、CHO細胞を用いた  
遺伝子突然変異試験で陽性の結果がある  
(NITE初期リスク評価書(2008))。  
発がん性 : ACGIHでA3に分類されている [ ACGIH(1996) ] ことに基づき、  
区分2とした。  
なお、2年間経口投与により、ラットでは唯一甲状腺C細胞腫瘍の発生  
頻度が雌で統計学的に有意に増加した (ACGIH(2001)) が、マウスでは  
前胃の乳頭腫および癌腫の発生頻度の増加が雌雄で見られている  
(ACGIH(2001))。  
また、EPA(1994) でB2 [ IRIS(2006) ]、IARCは -塩素化トルエン及び

- 塩化ベンゾイルの混合物に対して2Aに分類している〔IARC71(1999)〕。  
 発がんのおそれの疑い(区分2)
- 生殖毒性 : ラットおよびウサギを用い器官形成期に経口投与した発生毒性試験において、両動物種とも仔の発生に対する悪影響は認められなかった(環境省リスク評価第4巻(2005))が、性機能および生殖能に及ぼす影響に関してはデータがなく分類できない。  
 なお、ラットの妊娠期間中に経口投与した別の試験で胚死亡率の増加が報告されている(NITE初期リスク評価書No.122(2008))が、「試験の詳細が不明で信頼性を確認できない(NITE初期リスク評価書No.122(2008))」と記述されているので、分類の根拠としなかった。
- 特定標的臓器・全身毒性  
 (単回ばく露) : 本品は粘膜に対する刺激性が極めて強く、蒸気は気道を刺激し、多量の摂取により肺水腫、四肢麻痺、意識喪失などを生じ、死亡することもあるとの記述(環境省リスク評価第3巻(2004))、また、10mg/m3の本物質に暴露された労働者に健康診断で無力症、自律神経失調症が認められたとの報告(環境省リスク評価第3巻(2004))があることから、区分1(呼吸器、神経系)とした。  
 なお、動物試験においては、ラットに経口投与後の症状として自発運動低下と鎮静(NITE総合検索(2008))が記載され、ネコに吸入暴露により呼吸器への刺激症状及び麻痺、肺水腫が認められた(NITE初期リスク評価書No.122(2008))ことが報告されている。  
 呼吸器、神経系の障害(区分1)
- 特定標的臓器・全身毒性  
 (反復ばく露) : 10mg/m3以上の濃度を定期的ばく露された労働者が脱力感、疲労感、頭痛、食欲不振、不眠を訴え、健康診断で血清ビリルビンの高値を伴う肝機能障害が明らかになり、さらに震戦のような神経症状も観察されていた(DFGOTvol.6(1994))。また、肝臓についてはマウスの26週間(週3回)経口投与試験で重度～中等度の過形成が認められたとの報告(環境省リスク評価第4巻(2005))もある。  
 以上の主にヒトでの情報に基づき区分1(肝臓、神経系)とした。  
 一方、マウスに3週間吸入ばく露により240mg/m3(90日補正:40mg/m3/6h)で重度の呼吸上皮及び嗅上皮傷害(環境省リスク評価第4巻(2005))、ラットに5週間吸入ばく露により530mg/m3(90日補正、206mg/m3/6h)で呼吸障害(環境省リスク評価第4巻(2005))、モルモットに5週間吸入ばく露により180mg/m3(90日補正、69mg/m3/6h)で慢性の肺水腫および出血(環境省リスク評価第4巻(2005))がそれぞれ認められ、発現用量がいずれもガイダンス値区分1に相当していることから、区分1(呼吸器系)とした。  
 さらに、ラットの26週間経口ばく露により、62mg/kg/day(週3回)以上の雌で心筋の壊死が認められ、またラット雄37週間、雌27週間の経口ばく露試験で雌雄共に62mg/kg/day群で、心筋の過形成および限局性壊死の発生率の有意な増加(環境省リスク評価第4巻(2005))が認められたことから、区分2(心臓)とした。  
 なお、ラットを用いた2年間(週3回)経口ばく露試験で、30mg/kg/day群の雄で甲状腺の変性が見られたが、同時に甲状腺腫瘍の発生頻度の増加が認められており、発がん性の項で採用しているため分類根拠としなかった。  
 長期又は反復ばく露による肝臓、神経系、呼吸器系の障害(区分1)  
 長期又は反復ばく露による心臓の障害のおそれ(区分1)
- 吸人性呼吸器有害性 : 情報がいないため分類できない。

## 12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性 : 甲殻類(クルマエビ)の96時間LC50=140 µg/L(環境省リスク評価第3巻、2004)他から、区分1とした。  
 水生生物に非常に強い毒性(区分1)
- 水生環境慢性有害性 : 急速分解性があり(BODによる分解度:70.9%(既存化学物質安全性点検データ))、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=2.3(PHYSPROP Database、2005))ことから、区分外とした。
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
 都道府県知事などの許可(収集運搬業許可、処分業許可)を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付して廃棄物処理を委託する。  
 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
 (参考)(1)燃焼法

可燃性溶剤と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラバーを具備した焼却炉の火室で、できるだけ高温（ダイオキシン発生抑制のため850 以上）で焼却する。

(2)活性汚泥法

汚染容器及び包装 : 生分解性があるので、低濃度の廃水は活性汚泥処理が可能である。内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 156

国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 1738  
Proper Shipping Name : BENZYL CHLORIDE  
Class : 6.1（毒物）  
Sub risk : 8（腐食性物質）  
Packing Group : II  
Marine Pollutant : Yes（該当）  
Limited Quantity : -

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 1738  
Proper Shipping Name : Benzyl chloride  
Class : 6.1  
Sub risk : 8  
Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報（消防法、毒劇法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 1738  
品名 : 塩化ベンジル  
クラス : 6.1  
副次危険 : 8  
容器等級 : II  
海洋汚染物質 : 該当  
少量危険物許容量 : -

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 1738  
品名 : 塩化ベンジル  
クラス : 6.1  
副次危険 : 8  
容器等級 : II  
少量輸送許容量物件 : -

特別の安全対策

: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。車輦等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物（政令番号 第101号「塩化ベンジル」、対象重量%は 0.1）  
名称等を表示すべき危険物及び有害物（政令番号 第101号「塩化ベンジル」、対象重量%は 1）（別表第9）  
強い変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達）  
化審法 : 優先評価化学物質 No.51（官報公示日：2011/04/01）  
評価対象；人健康影響  
旧第二種監視化学物質 No.1067（官報公示日：2010/04/01）  
化学物質排出把握管理促進法（P R T R法） : ・分類 「第1種指定化学物質」  
・政令番号 「1-398」

消防法	： 政令名称 「ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)」 ： 危険物第4類引火性液体 第二石油類 非水溶性 指定数量1000L ： 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
毒劇法	： 毒物「(クロロメチル)ベンゼン」、包装等級
道路法	： 車両の水底トンネルの通行禁止「毒物」(施行令第19条の12)
船舶安全法	： 毒物類・毒物 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	： 毒物類・毒物 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	： 有害液体物質 Y類同等物質(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	： 生活環境項目(施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 【排水基準】160mg/L 以下(日間平均 120mg/L 以下) (注)排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合は それに従うこと。
大気汚染防止法	： 有害大気汚染物質(政令番号：中環審第9次答申の38) 「塩化ベンジル(別名：ベンジル=クロリド)」
輸出貿易管理令	： 別表第1の16項(キャッチオール規制) 第29類 有機化学品 HSコード(輸出統計品目番号、2018年1月1日版)：2903.99-900 「その他の芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 - その他のもの」

#### 16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

#### 取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

#### 参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。